

第6回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

日 時 : 平成28年3月15日(土)
午後2時00分～午後3時20分

場 所 : 中央公民館
2階 第1会議室

出席者 : 下柳裕子委員、片岡 静委員、三塚 優委員
(委員) 池内道子委員、松本綾美委員、今井朋子委員
黒田里美委員、友沢祐一委員、中岡典子委員
坪内 寛委員、上本昌幸委員、西村啓子委員
谷本圭司委員、鶴岡正直委員、井上真寿美委員
海田秀司委員、向井美之委員、太森真喜恵委員
(事務局) 西川重子子育て支援課長

下岡裕基子育て支援課課長補佐

皆川竜男教育委員会学校教育課課長補佐

川本英人係長、田窪幸司主査、関木浩司主査

野嶋亜希主事

欠席者 : 日野昌子委員

次 第 : 1 開会
2 会長あいさつ
3 自己紹介
4 議事
(1) 子ども・子育て支援新制度施行後の状況について
(2) 平成28年度の新規事業等について
(3) 待機児童の状況について
(4) その他
5 閉会

○事務局

皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから第6回伊予市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、委員総数19名のうち17名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、伊予市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により、本会議が成立しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、上本会長から御挨拶を申し上げます。お願いします。

○上本昌幸会長

改めまして、皆さんこんにちは。

本日は通算で6回目になるんです。子ども・子育て会議の開催となりました。委員の皆さんには平成25年11月30日の発足から、平成27年3月末の伊予市子ども・子育て支援事業計画策定におきましては、多大なる御協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、本年度スタートしました子ども・子育て支援新制度も、気がつけばもう間もなく1年を迎えようとしております。政府は1月22日に平成28年度予算案を国会に提出、3月1日には衆議院を通過し、現在参議院での審議が行われているところでありますが、安倍首相が掲げたアベノミクス新3本の矢の第2の矢として夢をつむぐ子育て支援ということで、子ども・子育て支援経費は約6,000億円で、本年度より約8,000億円という大幅な増額となっているところでございます。今後、教育、保育の量の拡充及び質の向上の推進がさらに加速するものと期待をしているところであります。

私ども委員の任期は今月末をもって満了となるわけですが、本日は子ども・子育て支援新制度施行後の事業計画の進捗状況、また本年4月1日から市が直営で実施する病児・病後児保育事業、子ども総合センター事業等の新規の重要な事業についての説明がございまして、皆さんは市の取り組みについて十分理解を深めていただきますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

なお、本日1名の方が伊予市子ども・子育て会議の傍聴を希望されておりますので、傍聴要領に基づいて許可いたします。きたら始めましょう。

○事務局

失礼します。

先ほど、本日の会議につきまして委員総数19人と申し上げましたが、18名の出席をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、委員の皆様方の変更がありますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。

自己紹介の順番につきましては、お手元に配付の子ども・子育て会議関係者名簿の順でお願いできればと思います。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局

失礼します。本日、日野昌子委員から欠席の連絡がございましたので、御報告をいたします。

それでは、伊予市子ども・子育て会議条例第6条第1項の規定により、これより先は上本会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○上本昌幸会長

れでは、座って議事に入らせていただきます。

まず、1番目は子ども・子育て支援新制度施行後の状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

失礼いたします。座ったままで説明させていただきます。

それでは、子ども・子育て支援新制度施行後の状況について御説明をさせていただきます。

事前に配付をさせていただきました資料1というものがあると思うんですけども、こちらのほうをごらんください。今日、資料をお持ちでない方は、皆さん、ありますか。

それでは、資料1をごらんください。

この資料は、昨年3月に議員の皆さんの御協力により策定することができました伊予市子ども・子育て支援事業計画における必須記載事項の地域子ども・子育て支援事業の13事業と呼ばれるものでして、これについて現時点での実施状況及び今後の展開方針等をあらわした資料となっております。

まず、1ページなんですけれども、利用者支援事業になります。

この事業は、子供やその保護者の身近な場所で教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、計画においても平成27年度は未実施としていた事業になります。この事業に関しましては、国の方針で平成27年度中に150カ所を整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開をしていくと位置づけられている事業になります。

現在本市では、未実施の事業ではありますが、既に健康増進課と協議を進めており、早ければ平成29年度から保健センター内において実施することを考えております。

現在で本市が想定している事業のイメージ図を下のところに掲載しておりますが、保健センターの保健室と本年4月から保健センターに移転します子育て支援センターの職員をコーディネーターとして緊密な連携を図り、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施に努めていくこととしております。

次に、2ページをお願いします。

地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターにおける事業になりますが、この事業は乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業で、本市では以前から実施している事業であります。本年4月からは現在の子育て支援センターにおいて病児・病後児保育事業を実施することから、総合保健福祉センター1階に移転して、保健センター及び本年4月から開設する子ども総合センターと協力、連携しながら今後も事業計画していくこととしております。

次のページをお願いします。

妊婦健康診査事業ですが、この事業は妊婦の健康の保持及び増進を図るため妊婦に対する健康診査として1、健康状態の把握、2、検査、計測、3、保健指導を実施するとともに妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

この事業に関しては、国が示す妊婦健診を実施基準に基づく受診回数を公費負担で実施していますが、安全・安心な出産のために必要な事業であることから、これからも引き続き公費負担による事業の継続に努めたいと考えております。

次のページをお願いします。

乳児家庭全戸訪問事業ですが、この事業は生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する相談や必要な情報提供を行う事業で、以前から実施の事業ですが、虐待の未然防止や早期発見にもつながる重要な事業でありますので、今後も引き続き体制の維持に努めていきたいと考えております。

次のページをお願いします。

養育支援訪問事業ですが、この事業は養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。現在未実施という取り扱いにしていますが、実際には保健センターと子育て支援課の家庭児童相談室が連携して養育支援に当たっています。今後の展開方針としましては、保健センターと本年4月開設の伊予市子ども総合センターとが協力、連携し、この事業に取り組みたいと考えております。

次のページをお願いします。

子育て短期支援事業ですが、この事業は保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等に入所させ必要な保護を行う事業です。現在未実施の事業で子ども・子育て支援事業計画を作成する際のニーズ調査においても利用希望がなかったことから、実施の予定をしていませんが、今後の展開方針としましては事業に対応ができる施設がある場合には実施を検討したいと考えております。

次のページをお願いします。

ファミリー・サポート・センター事業ですが、この事業は乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を受けたい人、依頼会員と、援助を行いたい人、提供会員との連絡調整を行うとともに、提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います。この事業は以前から実施の事業であり、今後も提供会員には必要な研修等も行いながら事業の充実を図ります。

次のページをお願いします。

一時預かり事業ですが、この事業は家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。平成27年度は市内では、公立のぐんちゅう保育所、からたち幼稚園、伊予幼稚園、北山崎幼稚園、市外では松前町の青葉幼稚園に業務委託により実施しています。今後の展開方針としましては、保育所ではぐんちゅう保育所以外に受け入れ可能な施設がないことから、今後必要に応じて幼稚園等で実施拡大の検討をしたいと考えております。

次のページをお願いします。

延長保育事業ですが、この事業は保育認定を受けた子供について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。現在、ぐんちゅう保育所、とりのき保育所、うえの保育所、さくら幼児園において実施していますが、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、本年度から市内全保育所で土曜日の一日保育を実施しています。これまでよりも保護者のニーズに対応できていると思われませんが、今後も延長保育の必要性のある地域や施設、保育士の確保ができるものであれば事業の拡大を検討していく必要があると考えております。

次のページをお願いします。

病児・病後児保育事業ですが、この事業は病児を病院、保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。本市ではこれまで松前町に業務委託を行い、伊予市の子供の受け入れをお願いしてまいりました。以前より保護者から市内での事業実施を望む声があり、関係機関との調整を図ってきましたが、このたび宇山小児科さんの御協力により事業実施が可能となりました。詳しい内容につきましては後の議題のほうで御説明をいたします。

次のページをお願いします。

放課後児童健全育成事業ですが、この事業は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図っていく事業です。平成27年度は15カ所で実施し、小学6年生まで受け入れています。昨年9月から旧伊予市内の児童クラブについては、各運営委員会への業務委託から民間事業者への委託に振りかえたことで業務の効率化と統一化を図ることができました。今後も支援員への研修を充実させるなど、放課後児童クラブの質の確保に努めていきます。

また、平成26年7月から開設しましたNPO法人が運営する学童保育虹が事業者の都合によりまして今月末をもって閉鎖することになりましたが、他の児童クラブでの受け入れが可能であるため、平成28年度も児童クラブの待機児童は発生しない見込みとなっております。

次のページをお願いします。

実費徴収に係る補足給付を行う事業ですが、この事業は保護者の世帯所得の状況等を勘案して特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育、保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。現在、県内でこの事業を実施している自治体はほとんどなく、今後周辺自治体の状況に応じて検討したいと考えております。

次のページをお願いします。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業ですが、この事業は多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子供を受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な費用の一部を補助する事業となっております。この事業は現在本市に認定こども園がないため事業実施はありませんが、今後事業の要件を満たす認定こども園が開設された場合には導入についての検討を行います。

以上で説明は終わります。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

新しく新事業として出している分、それから今までもずっと続けてしている事業、また実施はしていないという事業、3種類があったと思いますが、こういったことの13の事業を説明してきましたが、何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

- 坪内寛委員 構わんですかね。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 坪内寛委員 4ページ、乳幼児家庭全戸訪問事業というのですが、子育て支援課の誰に聞いても、職員の誰に聞いても答えが一つじゃなかったら、同じ答えをとれないのであれば、それは説明不足の文章になってると思うんです。だから、これ、誰に聞いても、ちょっと待ってください。課長さんに聞かんとちょっとわかりませんみたいになったら、その文章は市民に理解できない文章になっているということになるんじゃないかと思うんですが。
- 事業概要のところ、全ての家庭を訪問したと書いていますが、それは1回ですか。何回訪問するんですかね。
- 上本昌幸会長 お願いします。
- 事務局 では、失礼します。
- まず、生後4カ月まで、生まれてから4カ月までの子供さんについては1回のみ回っていきます。配慮を要する家庭については、その後継続という形で保健師を、保健センターの保健師及び保育士が何度も訪問するようになります。そういう形になっております。その後、4カ月過ぎましたら、あと保健センターと子育て支援センターが巡回して回るようになっております。
- 以上でございます。
- 坪内寛委員 最初のところに1回以上という言葉を入れとけば、今の意味が通じないですね。大事な2回も3回も行くところがあるんで、最低1回はどっこも行くということですか。
- 事務局 そうです。最低1回は訪問をするということになっております。この事業はそういう意味です。
- 坪内寛委員 それから、(4)のところ、今後の展開方針のところの、最後の今後も引き続き体制の入り口とみなし、体制の維持を努めたいとは具体的にどういうことを言ってんです。

○事務局

失礼します。

これは、今後包括センター、1ページのとに戻っていただいたらいいんですが、利用者支援事業、これは保健センターと子育て支援センターが2つが一緒になって子育て世代包括支援センター、この部門と、そして子ども総合センターができますが、その3つが一緒になって体制づくりの強化をしていくっていう意味でございます。そのために、この4カ月までの全戸訪問もより重くなって何回も、それぞれの組織から訪問するという形になろうと思っております。

以上でございます。

○坪内寛委員

(2)には実施体制と書いてあるね、用語で。その体制の具体的な中身は、保健センターの保健師と子育て支援センターの保育士で、2人で体制をつくれますよという意味でしょう。ほしたら、それに体制とそこに書いた言葉の、(4)のところの体制の維持に努めますというふうな、ここで書かれたら私らみたいな素人から見たら、その保健師と保育士の維持に努めますよと。そういった意味にしか解釈できんです。そこに体制と書いて、2人の名前書いとるでしょ、(4)。ほしたら、体制の維持に努めますということは、具体的にいったら1人で行く場合があったり、それがないように、そのために2人の方は行きますよという意味で書いとるのか、私だったらそのほかの体制の維持に努めますということではなくて、その表現がおかしんじゃないか思うんです。訪問事業の充実に努めますというんじやったら、体制の維持じやったら、この保健師と保育士のことだけのことが頭に出てきますよ。この文面からいったら。

○上本昌幸会長

どうですか。どうぞ。

○事務局

失礼します。

この4番の乳児家庭全戸訪問事業っていうのは、保健センターの保育士及び子育て支援センターの保育士が訪問する事業となっております。それ以外の者は、この全戸訪問の中には入っておりません。規定されておられません。しかし、これから、今後が総合センター及び子育て支援センター、そして保健センターの事業拡充のために新しく体制でもっと深く入っていきますという意味で書かせていただいております。

- 坪内寛委員 引き続き体制の維持に努めます。だったら今の課長さんの説明との文章の、文面のたがいもなく。ここのこの2人以外のことも、さらに含めるような形に。そんなことを個人的に感じましたから言っただけです。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 事務局 失礼します。濟いません。
こちらの、今後も引き続き体制の維持に努めますっていう部分、ちょっと検討させていただいたらと思います。失礼しました。
- 坪内寛委員 わかりました。
- 上本昌幸会長 ほかがございませんでしょうか。
ないようでしたら、次に。
- 坪内寛委員 構わんですか。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 坪内寛委員 7ページの(2)、平成27年度の実施状況を書いておられるね。その実施体制、子育て支援、さっきのときは体制といったときには、これは2ページのところでは、実施施設にしろんですよ、体制ではなくて。そういった建物とかというのは。伊予市子育て支援センターでしますというときには、左側に実施する施設は子育て支援センターですよというんで施設を書いています。そしたら、7ページのところは、どこでするんですかというたら、子育て支援センターでしますというのに、実際はそこやったら実施体制と、ではなくて実施施設にしておかなかつたら、実施施設にしなければ2ページとの整合性はおかしくないかと。
- 上本昌幸会長 いかがでしょうか。事務局、どうぞ。

- 事務局 ただいまの7ページの実施体制と2ページの整合性ということだったと思うんですけども、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、実際に事業を実施しているのは子育て支援センターではございません。体制としまして、子育て支援センターが連絡調整を行う部署となりまして、そこが依頼会員と提供会員との連絡調整を行いますので、実際に事業を実施するのは、保護者の、実際におうちでやったり、そういうところで事業を実施しますので、このほうは実施体制という表現にさせていただいております。
- 坪内寛委員 わかりました。
- 上本昌幸会長 よろしいですか。
ほか。
- 坪内寛委員 また、8ページも同じですが。実施体制が施設と違うんですかね、体制ですかね。どこでするんですかというたときに、体制ですか。
- 上本昌幸会長 実施体制がいろいろ出ておりますが。
- 事務局 8ページの一時預かりについてですが、そうです、その施設において行うということになっております。
- 坪内寛委員 また施設。実施説明。
9ページも実施体制ではなくて、実施施設になるわけですか。9ページも。そのときの9ページの上の端、事業概要のところ、保育認定を受けた子供と、そのときに延長。これ質問、教えてほしいんですけど、延長保育の認定を受けた子供とは違って、延長、これ質問、教えてほしいんですけど、認定、延長保育の認定を受けた子供とは違って、延長、認定保育を受けた子供でこれは構わないんですか。そのの。
- 上本昌幸会長 保育認定の……。
- 坪内寛委員 延長はつけるのか。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○事務局

失礼します。

まず、保育認定っていうのは、1号、2号、3号認定とございます。3つに保育の認定されるようになっております。この中には、幼稚園、保育所、認定こども園、全ていろんな施設が入っております。その中で認定を受けた中で、2号、3号認定の子供さんは、いわゆる保育所とか認定こども園に行っている子供です。その園が延長保育をしている、6時から7時以降の延長保育をしているっていうところの延長保育事業でございます。

○坪内寛委員

9ページの(4)、展開方針のところ、ずっと今まで読まさせてもらったら、1行目子ども・子育て支援制度の実施に伴い、本年度からと書いとるでしょ、二、三年たったとき、本年度、何年度かというて聞かれたら正式にその年度が、何年たっても必ず、ほかのところはほとんど28年とか27年と書いとるんです。誰が聞いてもわかるように、平成27年度からとかというふうにしとけば、本年度という言葉では説明がつかんようになるんです。二、三年たってしまったら。ほやから、平成27年度からというふうにしといたほうが、共通理解が得やすいはずですよ。

○事務局

失礼します。

御指摘どうもありがとうございました。こちらのほう、また直させていただきますらと思っております。ありがとうございます。

○坪内寛委員

それから、10ページも。細かいこと言うて申しわけないですけど。10ページの(4)、今後の展開のこれまで、これまで、うんいつまで。平成27年度まではとかというふうにしたほうが、これまでよりははっきりとするんじゃないかと思いました。

○事務局

会長さん。

○上本昌幸会長

どうぞ。

- 事務局 御指摘ありがとうございます。これは平成28年3月まで松前町の業務委託としますので、そのようにさせていただいたと思います。どうもありがとうございました。
- 上本昌幸会長 わかりにくいところがあったら言ってください。
- 坪内寛委員 もう一カ所。13ページ。表題。多様な主体が本制度に参入することを促進する、本制度とは何ですかとこのままやったら質問せないけませんから、多様な主体が本制度に参入することを促進、本制度といったら何ですかと。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 事務局 失礼します。
ただいまの本制度ということなんですけども、これにつきましては国のほうから事業名をこれで規定しておりますので、伊予市だけがこれを変えるわけにはいきませんので、このままいきたいと思います。
- 坪内寛委員 例えば、具体的に言うと、認定こども園みたいなことなんですか。
- 事務局 これは。
- 坪内寛委員 今教えてくれたら。
- 事務局 子ども・子育て支援新制度に参入するという意味ですので、認定こども園だったり、そういったところが新制度に入りますよっていう意味です。
- 坪内寛委員 そうですか。わかりました。
- 上本昌幸会長 もう先生、よろしいでしょうか。
- 坪内寛委員 色々言いまして申しわけありません。

○上本昌幸会長

ほか、わかりにくいところがあったらどうぞ言ってください。

それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

次の2の平成28年度の新規事業等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、失礼します。

資料2の伊予市病児・病後児保育室いよっこすまいるについて御説明をさせていただいたと思います。

パンフレットのほう、これをお願いいたします。

このすまいるは、平成28年4月1日より開室する予定でございます。これは、事前に登録が必要となっておりますが、当日の登録も可能でございますが、時間がなかなかかかることもありますので、事前登録をということで、保護者に2月から呼びかけております。

次のページあけていただけたらと思います。

対象年齢でございますが、生後6カ月から小学校6年生まで、そして広域で利用されている方、例えば松山とか松前の子供さんが伊予市の保育所、幼稚園並びに小学校等を利用している場合に際しましては、こちらのほうの病児保育室でお子様をお預かりすることができるようになっております。

利用時間は、月曜から金曜日まで、7時30分から18時まで、土曜日は7時30分から12時30分まででございます。なお、日曜、祝日、12月29日から1月3日まではお休みをいただいているということでございます。

利用料につきましては、1人1,500円、母子、父子、生活保護世帯は無料でございます。別途、食事代として水分、そして9時半のおやつ、3時半のおやつということで500円、別途料金がかかるようになっております。

定員6名といたしておりますが、この中で1名については、広域の子供たちを設定させていただいております。なお、6名のうち、病児、今、例えば発熱しています。体調が悪いですっていう病児については2名、そして病気が治りつつある子供さん、病後児については4名、計6名の子供さんをお預かりする予定でスタートさせていただきます。しかし、今後ニーズが多いようでありましたら、また今後検討させていただくということになっております。

その下の利用方法について御説明させていただいたと思います。

今回利用方法について、伊予市独自のものの利用方法を行っております。通常の利用方法は、熱があったら御家庭に連絡があり、そこにお迎えに行き、病院に行き、病児・病後児保育室に入るという形になっておりますが、伊予市独自のお迎えサービスが伊予市にはついております。すまいるのほうに保護者さまからお電話をいただいたら、すまいるの保護者が子供を学校、幼稚園、保育所にお迎えにまいります。そして、協力機関の宇山小児科さんのほうに行きまして、受診をさせていただいて、その後保護者に連絡。そして病児・病後児保育室でお預かりとするというシステムが、今どこにもない新しいシステムでございます。

これが伊予市が、4月1日から行う予定になっております。

続きまして、この宇山小児科さんがお休みのときですが、伊予市の医師会が連携をさせていただきまして、第2次医療機関として伊予病院の藤田先生が第2次の医療機関、第3の医療機関といたしまして学校医の稲田内科さんが第3次の医療機関となっております。

なお、第2、第3医療機関を利用する場合には、一応保護者さんからお電話があったときに、宇山小児科さんが今日はお休みだから第2次医療機関に行きますよ、第3次に行きますよということを御連絡差し上げてから、実施するということになっておりますので御了解していただきたいと思います。

続きまして、右のページをごらんいただきたいと思います。

持ち物については、全て用意をさせていただくようになっております。特に乳児さんについては、おむつなど急に園で熱が出たりする場合もございますので、全て病児保育士のほうで準備をさせていただくというシステムでございます。

下の1日の流れについてですが、これは保育士がおりますので、通常の子供の体調のような通常の保育内容も提供するという運びになっております。また、小学生については、また別のプログラムを用意しておりますが、子供の体調を見ながら進めていくということになっております。この中に食事がありますが、食事については、子供が例えば病気の都合によりまして、食事の提供、なかなか難しくなってくると思います。この病児保育室では栄養士が担当しておりますので、栄養士のほうが朝子供の状況を把握して保護者と話して、そしてそれに合った食事の提供、水分の提供、おやつを提供をするようになっております。赤ちゃんにつきましては、ミルク、授乳期の子供さんにつきましては、ミルク、一応メーカー、哺乳瓶等などにつきましても、保護者と連絡をとりましてこちらのほうで準備をさせていただくということになっております。

続きまして、利用される方へというところから上がっていただけたらと思います。

一応キャンセルがございますが、これは8時30分までに連絡をお願いしますということをお願いしております。また、アレルギーや離乳食など、子供に応じた対応が必要になるかなと思っておりますので、看護師がフルタイムで1名、そしてパート看護師が1名ついて、宇山小児科さんと連携をとりながら進めていく予定でございます。

利用可能な病気、そのところに子供たちの病気を書いておりますが、またごらんになっていただけたらと思います。

実施場所ですが、ただいまこの公民館のすぐ前にありますぐんちゅう保育所の隣、以前、まだ3月まで子育て支援センターあおぞらになっておりますが、こちらのほうを少し手を入れまして、こちらのほうで病児・病後児保育室を実施することになっております。

以上でございます。

続きまして、資料3。

濟いませぬ、失礼します。

それでは、資料2について、また御質問ありましたら、委員の皆さんよろしくお願ひします。

○上本昌幸会長

新規事業で新しいこと、伊予市独自の取り組みということで説明がありました。初めてですので、どんなことでも結構です。質問、意見ありましたらお願いいたします。

- 委員 構わんですか。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 坪内寛委員 一番最後のページ、4ページ目、上の端の文章ですが、利用される方へ、かたへと平仮名で書いています。瞬間的に見て、その枠の中の下のほうの、一番、その枠の中の下から4行目のところでは保育看護中に病状が悪化した場合などは、原則として保護者の方にのときは漢字を使っています。それから、1ページ目、一番下の枠の2行目のところには、すまいるはお仕事等の都合でお困りの保護者の方にて、漢字を使っています。1枚のプリントに、表現の打ち方が2つの方法があります。私個人としては4ページ目の一番のかたを漢字のほうがいいんじゃないのかなという気がしました。
- 以上です。
- 上本昌幸会長 事務局、どういたしましょう。
- どうぞ。
- 事務局 ありがとうございます。これは、保護者向けのパンフレットだったので、保育士のほうがここを利用される方へというような形で書いたものだと思います。今後検討をさせていただいてどちらかに修正させていただいたらと思っております。
- 以上でございます。
- 上本昌幸会長 ほかございませんでしょうか。
- 委員 済いません。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 委員 保育士は何名でされていますか。

- 事務局 そしたら、職員のメンバーをお知らせいたします。
保育士については、フルタイムの職員が2名、パート保育士が1名、看護師フルタイムが1名、パート看護師が1名でございます。
- 委員 済いません。
- 上本昌幸会長 人数は正常でしとりますね。
どうぞ。
- 委員 現実的に朝自分が病院に連れていったとして、お仕事されてたらお昼からお願いしماすって預ける場合とかはありかなと思うんですけど、その場合でもおやつ代とかは一律朝からと同じ金額500円をお願いするような形になっていくんですか。
- 上本昌幸会長 どうぞ。
- 事務局 失礼します。
朝のおやつが50円、そして午後のおやつが50円、水分が50円、小刻みに細かく刻んでおりますので、特にお昼の分です、給食の分です、これに對しましてはその子供さんによって違うと思うんですが、一応350円を予定しておりますが、利用された金額のみの徴収になっておりますので、御了解していただいたらと思います。
- 上本昌幸会長 構いませんか。
- 委員 ありがとうございました。
- 上本昌幸会長 ほかございませんでしょうか。
- 委員 構いませんか。
今課長さんのほうから、ミルクの問題が出ました、ここで。ミルクを用意しておきますとおっしゃったんですが、アレルギー児は今市販のミルクと全く合わない子はいるんです。そのミルクはどう。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○事務局

失礼します。

事前登録をした際に、アレルギーの子供さんについては把握させていただいております。アレルギーのミルクについては、保護者が持参していただくという形になっておりますので、そのところは事前に保護者との対応ということになっております。あとのアレルギー以外の子供さんについては各メーカーで準備をさせていただくということになっております。

以上です。

○上本昌幸会長

いかがですか。よろしいか。

○中岡委員

アレルギー児さんのミルクっていうのは、非常に湿気を帯びよるんです、あれ。だから、そこらを十分保管するほうも考えて、一日分としてもきちっとしないと。そこらを考えておかないといかんのじゃないでしょうかね。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○事務局

御指摘ありがとうございます。看護師のほうはミルクのほう管理していくと思いますので、また栄養士のほうもおりますので、2人で協力しながら保存のほうも十分に気をつけていきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○上本昌幸会長

ほかございませんでしょうか。

新しく始める事業ですので、どんなことでも構いません。聞いてください。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

そうしたら、4月1日から始まります伊予市病児・病後児の保育室、すまいる、ひとつまた、いろいろと心配りしながら進めていってもらったと思います。

次、3番に入ります。

待機児童の状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

上本会長済みません。

資料3のほうで、またちょっと残っておりますので。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○事務局

よろしいでしょうか。済みません。では、失礼します。

資料3の伊予市子ども総合センターオープンについてのチラシをお願いします。

これは、伊予市に居住するゼロ歳から18歳までの子供とその保護者を対象に、子供にかかわるさまざまな問題について、保健、福祉、教育などの分野から、総合的、専門的な相談、支援を行うため伊予市子ども総合センターを設置することとなりましたというチラシでございます。そのずっと下のところの、ピンクの部分をごらんになっていただけたらと思います。ざっと説明させていただけたらと思います。

まず、この相談の中には、子育て支援相談、さまざまな子育て支援サービスの情報を提供したり、家庭訪問、育児支援などを行う相談です。そして、虐待に関する相談。虐待やDV、不安を感じている家庭の相談支援また訪問などを行い、早期発見に努めますということです。

下の発達に関する相談。これは、子供の発達や行動が気になる方の相談に対応いたします。特別支援教育及び発達に不安があるという保護者の皆様方の御相談にも応じる予定でございます。

続きまして不登校等相談でございます。こちらは不登校児童・生徒の早期発見やその保護者への相談支援を行います。ここは、学校と連携をとりながら進めていく予定でございます。

次の問題行動等の相談、学校の要請による児童・生徒の問題行動への対応を行います。いじめ、嫌がらせ等について相談をお受けします。学校での子供たちのいろいろな悩み、そして保護者の悩みなどこちらの相談でお受けしたいと思っております。

なお、下のほうをごらんになっていただいたらよろしいですが、まず適応指導教室。これは学校の保健室登校までも行けない子供さん、自宅ですっといる子供さんについて、場所を変え、ちょっとプログラムを変えて新しいシステムをここにつくっております。なお、こちらの適応指導教室は教育委員会さんと協力をして、学校長及び教育長のほうから許可をいただきましたら出席日数扱いというようなこともしていただける予定になっております。これは、本年9月から実施予定でございまして、4月からは準備期間とさせていただきます。

続いて、児童家庭支援センター、これは先ほどの発達に関する相談のところと関係しますが専門的な知識や技術が必要な家庭の相談、支援を行いますということでございます。配慮を要する子供さんを専門の職員が公的な施設も訪問し、そして御家庭も訪問し、そして相談を受けるというシステムでございます。

以上でございます。

○上本昌幸会長

これも、新事業になります。今、一生懸命機など、事務所の配置などされとりますが。これも保健センターがある、あそこの2階にできるわけです。

これにつきまして、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

○上本昌幸会長

どうぞ。

○事務局

失礼しました。追加の説明をさせていただきます。

そのパンフレットの裏をごらんになっていただいたらと思います。

2階部分でございます。2階部分のオレンジ、調理実習室の隣に子供・総合センター、そしてその横が子育て支援センターでございます。なお、1階部分については、今後また検討して利用をしていくという形になろうと思っております。

以上でございます。

○上本昌幸会長

これについて御質問を受けます。

何かわかりにくいところ、ございませんか。

ないようでしたら、次へ移らせてもらいます。また、ありましたら。

○事務局 もう一つ。

○上本昌幸会長 どうぞ。

○事務局 次、いってよろしいですか。次の4番に。

○上本昌幸会長 どうぞ。

○事務局 濟いません。会議次第の書き方が悪くて申しわけありません。
それでは、資料4のほうをお願いします。
認定こども園の定義についてということで、御説明をさせていただきます。
この資料につきましては、現在市内2カ所に小規模保育園を開設しております社会福祉法人くじらが設置予定の認定こども園整備事業に関するものです。
今回整備する施設は幼・保連携型認定こども園で、これを設置できますのは国、地方自治体、学校法人、社会福祉法人のいずれかとなっております。
利用定員としましては96名で、内訳は満3歳以上の教育標準時間の1号認定が21名、保育を必要とする満3歳以上の2号認定、満3歳未満の3号認定の定員が75名となっております。
裏面のほうなんですけれども、こちらには建設予定地の位置図を掲載しております。真ん中あたりに色をつけている部分になるわけですが、国道56号のローソンを隣接する土地ですが、AとBにつきましては段差がありまして、建物自体他はAの部分になります。つくりとしましたら鉄骨造2階建ての園舎となる予定です。
また、表面のほうに戻っていただきますと、2のところ、工期ということで、工期は本年9月から来年3月末までの予定で、開設は平成29年4月1日の予定です。

次に、施設整備に係ります利用助成額につきましては、総事業費が約2億5,000万円、法人への助成額は県と市からの補助を合わせますと1億7,043万6,000円で、補助率が幼稚園部分が市の負担が4分の1、県が2分の1、法人が4分の1、保育所部分につきましては市が4分の1、県が10分の5.5、法人が5分の1となっております。現在、待機児童が発生している本市が平成28年度におきましても待機児童が発生し、国のほうから待機児童解消加速化プランの認定を受けますと保育所部分の市の負担が4分の1から12分の1に大幅に減少してまいります。

最後に、今後の認定こども園普及についての考え方としましては、保護者の就労状況にかかわらず入園が可能で、全ての子供に質の高い教育、保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進し、少なくとも平成31年度までに市内2カ所以上の整備をしたいと考えております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○上本昌幸会長

認定こども園を新しくつくるといことですか。米湊のほうに今、土地を、そこへつくるようになっておるようです。

何か御質問は。

○坪内寛委員

構わんですか。

○上本昌幸会長

何でしょう。

○坪内寛委員

この認定こども園の整備についてという表題で、そのページの下(5)、大きな5、今後の認定こども園の普及についてと書いてあるね。それまでは、ずっと整備、整備ときといて、認定こども園の完成は整備しますよ、次のページの最後の、裏のページの2カ所以上の整備を推進しますと書いています。ここの(5)の表題は、今後の認定こども園の整備についてとは違うんですか。普及じゃなしに。ここの意味がちょっとわからないんで教えて。

○事務局

失礼します。

この件につきましては、以前皆様にお配りしておりました伊予市子ども・子育て支援事業計画、この中で68ページにあるんですが、この一部をこれ抜粋した形で、あえて表現させていただきました。といいますのが、現在の公立施設につきましては、まだ認定こども園がないわけですが、これについてはもう整備というよりは移行していくという形になりますので、普及をさせていくという表現にあえてさせていただいておりますので、それで31年度までには2カ所以上の整備に合わせてやりたいということを入れておりますので、あえて普及と言う言葉を使わせていただいております。

○上本昌幸会長

新しくつくる認定こども園以外にも、またそれこそ数を増やしていくということになろうと思います。

よろしいでしょうか。このことにつきましては。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

そうしたら、待機児童の状況についてお願いします。

○事務局

それでは、待機児童の状況について御説明をさせていただきます。

資料5をお願いします。

この資料につきましては、昨年9月に国が公表しました平成27年4月1日時点で全国の待機児童の状況を取りまとめたものの一部抜粋したのになります。この取りまとめは、全国の保育所等における待機児童の状況を把握することを目的に毎年実施されているものです。

平成27年度におきまして県内で待機児童が発生しておりますのは、松山市と伊予市だけで、これページ番号が実際のページとは違うんですけど、資料のページ番号では23ページとなります。ここに待機児童が増加した順に掲載されていますが、17段のところに松山市が待機児童数95人となっています。次のページになるんですが、24とページが打ってあるところなんですけど、この90番目に伊予市が24人となっています。

今年度、本市の待機児童が発生した主な理由としましては、公立の保育所全園で平成27年4月1日から土曜の1日保育を実施したことによる保育士不足の発生、また早朝保育時間延長ということで、平成26年度までは午前7時30分からであったものが、27年度につきましては午前7時から開所ということになりました。これによりまして、保育士不足が発生しました。また、民間事業者の参入もありまして、保育士の引き抜きに伴います保育士不足の発生、また入所申し込み児童数の増加ということで、平成26年度では604人だったものが、平成27年度では623人の申し込みがありました。

次に、発生した理由の背景としましては、低年齢児の保育希望者が増えたこと。ゼロ歳児につきましては、平成26年度が15人でした。これが平成27年度は28人。また、配慮を要する子供が増加する中で保育士が必要となっていたこと。夫婦共働き世帯の増加。地域によっては経営に満たない保育所がある一方で、市中心部では待機児童が増えております。

次に、市のほうがどのような対応をしていったかにつきましては、平成27年4月1日から臨時、嘱託保育士の賃金を15%アップし、保育士、保育所、支援センター等と連携をとりながら保育士の募集に努めました。また、小規模保育園の小規模保育事業の実施ということで、5月1日には伊予くじら小規模保育園、定員19人でした。9月1日にはみかん保育園、定員18名、10月1日には伊予ペンぎん小規模保育園、定員12人、これらを開設したことによりまして4月1日現在では待機児童が24人だったものが、10月1日現在では3人にまで減少することができました。

最後に、本年4月、平成28年4月の待機児童数の見込みなんですけれども、現在の試算では6人発生するような見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○上本昌幸会長

大分全国的にもうこの話はよく出てきておりますが、伊予市はまだ今のところ3人、次の年は6人、最後の1桁ぐらいでとまっておるわけですけど、この3人、6人に対しての対策とかそんなあたりは何ぞ考えられてますか。

どうぞ。

○事務局

失礼します。

大変苦しいところでございます。

今現在、待機児童、今年度6人となっておりますが、一番の問題は今、伊予市におきましては、3歳児保育でございます。小規模園でほとんどの子供たち対応をゼロ、1、2はしていただいたんですが、3歳児のところはどうしても公立保育所及び社会福祉法人のほうで受け入れができない。それはどうしてかと言いましたら、1人の面積率が決まっております。どうしても床面積が足りませんので、それ以上の子供たちが受け入れすることができないという状態になっているのが現状でございます。

この6人につきましては、乳幼児さんになっておりますので、保護者のほうが今は育児休業を少し延長をして待っているという状態でございます。なお、産前産後の子供さんたちもおりますので、そういう子供さんたちがやめていったら、その後に入れるという可能性もできますが、しかし今後途中入所という子供さんももっと増えてくると思いますので、中心部が今一番大変な状況になっているということが、伊予市の本当の状況でございます。

以上でございます。

○上本昌幸会長

こればかりじゃ頭が痛いんじゃないですか。大変だと思います。

何か、これにつきまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

○黒田里美委員

ちょうど今日お昼に塩崎厚生労働大臣がお話しされて、4月に地域の方々をお招きして、実体を調べたいとおっしゃってました。その実体って何するんだろうって、そこひとつ気にはなるんですけどね。

私は、待機児童、待機児童と言いながら、その裏側でもう一つお母さんたちの子育てに対する意識もちょっと検討せんといかんのやないかなっていう気もせんではないですけど。国の構想で、4月にそういう方向で持っていきたいって、今日お昼のちょうどニュースでおっしゃってましたので。どういうふうの実体を調べるのかなというのは、興味あることですけど。

○上本昌幸会長

いろいろと日本全国揺れ動いておりますが、また本当に解決していくところまではいってない現状ですね。都会に行けばいくほど、先ほどの統計でも言っておりましたが、大変な状況になつるとということです。その反対に、今黒田先生からおっしゃりましたように、逆の面が今度出てくると。非常に難しいところであろうということでもあります。

ほかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

ほんなら、これを見守っていきたいなと思います。

それでは、次、4のところに入ります。

その他についてであります、本日はせっかくの機会ですので、伊予市の子ども・子育て支援事業に関する御意見や、御要望等についてお伺いいたしましょうか。

その他で、全体で、全部通しまして、今までのことでも構いませんが、何かありましたら出していただきたらと思います。御質問、御意見ございませんでしょうか。

事務局のほうから何か説明、つけ加えるようなことございませんでしょうか。

どうぞ。

○事務局

失礼します。まず、最初に資料1なんですけれども、これにつきましてはまだ年度が完全に終わっておりませんので、今日の時点では(3)のところなんですけれども、全て見込みという形で年度途中の実績となっておりますが、またホームページのほうにアップしたいと考えておりますので、その際には3月末までの事業を完了した後の総事業費で掲載したいと思いません。

以上です。

○上本昌幸会長

お願いします。

○友沢委員

そのときには、資料1と言われたから、用語のことで例えば、広域というときに私ら思うのは2ページのところが、2ページの(2)の場合は、伊予市子育て支援センターとあって、伊予市をつけています。2ページの場合はです。ところが、例えば7ページへ行きますと、7ページの(2)は伊予市がなくって子育て支援センターになっています。そしたら、伊予市をつけるのかつけないのか、もうどちらかに統一するのかもしれないのか。あるのは伊予市をつけといて、一方は伊予市がない。そういったこと用語の統一というのか、そういったことが、もしできるのであればしといたらどんなかなということ。例えば、それから11ページでも。もう細かいから言わまいと思うんですが、11ページは上の端が放課後児童クラブ（放課後児童クラブ）になっています。ところが、その11ページの一番下の今後の展開方針ところになりますと、伊予市内の放課後がなくって児童クラブ、一番下の行のところも放課後児童クラブの放課後がない。こういったこと用語の統一が出来ていない。そんなことはわかるとるが、放課後児童クラブのことで、放課後がなくっても、そういうふうにするのか、行政として姿勢をびっちり市民に出すときの文章として、これで納得していくか、その用語の統一ということは、同じ2ページぐらいの中に1個は伊予市があるのかないのかしといたほうがえんじやないかなと思います。

以上です。

○上本昌幸会長

ありがとうございました。

どうぞ。

○事務局

ありがとうございました。御指摘、済いません。

今後、調整させていただいたと思います。どうもありがとうございました。

○上本昌幸会長

何か。

○事務局

委員の皆様方におかれましては、任期3月末で満了となります。本当にどうもありがとうございました。引き続き、またお願いしなければならないこともあると思いますので、今後ともどうぞよろしくお願ひできたらと思います。では、失礼いたします。

○上本昌幸会長

御質問等、ございませんかね。

どうぞ、御意見、御要望。たくさん出してもらってありがとうございました。

これの処理につきましては、会長に御一任くださいますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本昌幸会長

それでは、今後、事務局とまた調整をしながら対応させていただきます。

特に、意見が、もう出尽くしたようでございますので、以上をもちまして本日の全ての審議を終了といたします。

長い間本当に御苦労さまでした。

○事務局

上本会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、お忙しい中、円滑な議事の進行に御協力を賜りまして本当にありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第6回伊予市子ども・子育て会議を閉会いたします。

お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。